

## 個人の連帯保証に関する取組方針

2024年 4月 1日  
伊達信用金庫

1. 「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を踏まえ、法人のお客様向けのご融資に際し、原則として個人の連帯保証を不要とします。  
なお、個人事業主のお客様についても、原則、個人の連帯保証を不要とします。  
ただし、法人のお客様で以下の要件に該当する場合は、個人の連帯保証を求める場合があります。
  - (1) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されておらず、法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えている場合
  - (2) 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断できない場合
  - (3) 法人から適時適切に財務情報等が提供されていない場合
  - (4) 信用保証協会などが定める要件により個人の連帯保証を求められる場合
2. 上記要件に該当する場合でも、十分な物的担保がある場合、金利の一定の上乗せなどの代替する融資手法の活用や、お客様の事業性を理解し、個人の連帯保証を求めない取扱いを検討します。
3. 個人の連帯保証を求める場合は、「どの部分が十分でないため保証契約が必要なのか」、「どうすれば保証契約見直しの可能性が高まるのか」を丁寧かつ具体的な説明を行います。
4. お客様から既存の保証の変更・解除等の申入れがあった場合は、改めて個人の連帯保証の必要性や適切な保証金額等について真摯かつ柔軟に検討を行うとともに、その検討結果について丁寧かつ具体的な説明を行います。
5. 事業承継時には、原則として前経営者、後継者の双方から二重で個人の連帯保証は求めないこととし、例外的に二重に個人の連帯保証を求めることが必要な場合は、丁寧かつ具体的な説明を行います。
6. 保証債務の整理にあたっては、一律に保証金額全額に対して保証履行を求めるのではなく、お客様の資産状況などを勘案したうえで、履行請求の範囲を検討いたします。

以上



伊達信用金庫